

た。予約はしたんですけど、難しいですよって言われたんです。年齢もありますし、結婚もしているし、何より社会性がある。社会生活ができていてってことで、やっぱり愛の手帳は保護者の方が早い段階でとるのが多いってことで。このケースの場合は、障害者でも生活保護の方が多そうですね。＜生活ってことを考えるだけだったら生活保護の方がいいし、高齢者であればそれを理由に福祉にお願いする方がスッといけるってことですね。＞だから、障害者という道よりも、彼女たちは住所がしっかりあれば生活保護や高齢者という道で福祉につながっていきやすいことですから。

【軽度知的障害の事例】

63歳の軽度知的障害のケースです。手帳の予約までしたんですけど、本人が嫌だと言ってやめたんです。本人のライフスタイルもあるし、今一生懸命やって、満期になったら自分の自由な所に行きたいと。友人の家に。満期になるまではとりあえず施設で頑張るけども、そこから先は自由になりたいって言う、そういう幸せを選ぶんですよ。そういう風に知的に低い方は、だからそうなるって大丈夫かなって気持ちで出ますんですけど。一応手帳の提案はしますよ、もちろんするんですけども。＜それは、そういうのを取ると自分は障害者だって認めなくてはいけなくていいの嫌だ？＞そういうのではなくて、能力が低いのは自分たちですごく分かっているんですよ。能力以外にも自己イメージがうんと低いんですから。＜別の福祉の施設に入るのが嫌だによってことですか？＞そうですね、自由っていうのが彼女たちはすごく…。もちろんこれを取るとあなたにはこういう利益がありますよって言う、こういう得があるよって言う損得では決して損ではなくて、こういう認定を受けるとあなたは将来的にどこに行っても相談窓口に行けばできるから。ただその間は色々手続きしなきゃいけないけれどもって言う風に話を持っていくんですけども。本人は、一応「お願いします」とは言うんですけども、それぞれ仕事していると、社会的に自分は仕事ができるというのが、何とか生きていけるんじゃないかっていう。やっぱり制約されるのが嫌だから、自分で自由に働いて。＜またどっかに入って、これまでのことをあーでもないこーでもないって聞かれるのが嫌だ＞そうですね、それがストレスなんですよ。本当に、手帳取得のメリットをいっぱい話しているんですけど、本人が…今仕事やれるし、満期になれば自由だっというゴールを選んじゃうんですね。

5. 知的障害者への受け入れ拡充に必要なファクター

栃木明德会

【委託費について】

＜障害や年齢の関係なく委託費は同じですよ？施設側からすると幅があって当然ですか＞そのような要求はあげたことはなかったんですけど。少年も3名受け入れていますけど、裁判所から出るお金は安いんですね。それは裁判所に話しました。あんまり手がかかるのに。

食事つき委託費については、前は長い期間出していたけど、今は90日で切られますね。高齢者はあれですけど、働くようになれば大体90日で切って、食事代だけは自分で負担するように。入院の場合には、転居したというかたちになって、1週間で委託費は切られます。部屋を空けておいても世話をしているも切られますからね。

【委託期間の延長】

1年くらいいた子もいました。80歳くらいで2階で躓いて骨折をしてしまい、入院したんですね。入院しても誰も居ないわけですから、結局家族の代わりになって入院のお世話を。で、今老人ホームにいます、その人は。老人ホームにも空きがなくて、しばらく2~3ヶ月は老人ホームの空きを待ったんですね。その関係で、やっぱり1年近くいたんですね。観察所からも委託費は出ました。＜6ヶ月でどうしてもって言うことは＞ないです。更緊は今のところ6ヶ月ですね。まだ今のところ延長のお願いをしたことはないんですけど。【高齢者受け入れの困難性】

ケースバイケースですよ。受け入れてしまったからには、その人に応じて対応していくほかないって感じなので。一人一人違いますが、もちろん、80歳のおばあちゃんは結構いましたね。過去にも。

【精神福祉機関での受け入れ】

素人判断ですが、45歳の人で今ひとり、絶対精神障害だという人がいます。実は先ほど交番から電話がありまして、どうも、精神科の病院に通っていて、そこの先生とトラブルがあったようなんですね。今警察に調べられているということなので。その人は毎日のように夜間診療を受けているんですよ。腸の癒着でお腹がシクシク痛むんで行くと本人は言っているんですけど。毎日夜間に行くのと、昼間も何件か病院回りして。そのこのことで昨日一緒に健康センターに相談に行ったばかりなんですけど。メニエル病とうつ病と、腸の癒着があるということです。近所の内科の病院に通って痛み止めをもらっていたんですけど、夜になるとなぜか必ず痛み出す。緊急であちこち市内の病院に行っていたんですけど、何回か行くうちにたぶん断られるのかなと思うんですけど。診療代は自分のお金で払っています。今日もタクシーで精神科の病院に行ったんですね。それでさっき交番から病院でトラブルがあって今調べていますという電話があったんです。またこの前のように「やぶ医者」とか何か言ったんでしょうね。分からないんですけど。仕事はしてたんですけども、結局そういう状態で休んだりするので断られました。身上調査書には受診歴もあります。精神障害で精神保健福祉センターに通報もされています。健康センターでは、手帳の申請をすれば1割負担で病院にかかれますというのはい聞いてきたんですけども。

行くところがないんですよ。ここに帰ってくると調子がおかしくなるって言うから、他に行くほかにないかなって思うんですけど、他に行く場所がないという。この人の知能指数は69ですね。この人は死にたいとか軽く口に出すんですね。一度そういうこともしてますし、手首切って。<1週間とかでもいいから、入院できるようにするとまた安心できますよね>そうですね。

善隣厚生会

特に申し上げる意見はありません。

静修会荒川寮

【今後の課題】

満期のケースが出てくると思うんです。このてんかんを起こした人もそうなんですけど。一応、高齢者は更生保護施設では受け入れ難いんですね。そういう場合に、今度満期で刑務所を出たケースが更緊のケースになって、それが増えると思うんですけども、その時にじゃあどうするかってことですよ。例えば、更生保護施設は明らかに高齢者を受け入れ難いわけですから、実際にそういうケースは福祉に直結していることなら、矯正施設の方で福祉に直に働きかけられるのが良いと、私はそう思っているんですけども。手帳の取得までには早くて3ヶ月はかかりますね。<そうすると、満期の人でも3ヶ月から4ヶ月は委託をつけてもらわないと困るって。>ただ委託をつけても施設側がそこまでもてるかっていう。健全者と障害者が同じ生活と規則の中で3ヶ月間過ごすというのはかなり厳しいというのがありますね。健全者がストレスに感じてくるし。<おしぼり工場だとか、ある程度の働く能力があれば、受けられるという>ええ、受けますけど、そのくらいの人だと愛の手帳は受けられないですね。今回も1年間で20%くらいありましたけど、この人たちはレベル高いですから、数字は低いんですけど。

本当に数字が低いケースでは、もうここではなくて福祉領域の範囲になってきますので、刑務所の方からもっと働きかけがあって、診断書も全て用意して、直接やるという。黒羽刑務所では実際にやっているんですよ。あまりにも重篤なケースはそのように繋げるのがよいと。<ある程度レベルの高い人であれば、テストは受けなくても万が一生活費の問題があれば福祉が生活保護で対応し、年齢が高ければ高齢者っていうことでやってもらえばいいよという>そうですね。

【健全者と知的障害者との共存】

今後は、満期で重篤な人でも、例えば福祉の措置があることを前提に短期間、例えば10日間限定で更生保護施設で受け入れるというのは可能性がある。そういうことはできると思いますよ。出口がある程度見えれば、受けられるっていう。でも、3ヶ月は無理ですね。1ヶ月でもちょっと厳しいかな。最初はほんとにいいんですよ。まあ、同じ入寮者で依存系の人は特に、自分の問題を置いて、人を構うのが好きですから。自分よりもかわいそうな人に対しては、すごく皆さん世話をしてくれるんですけど、まあ、1ヶ月過ぎるともう周囲に不満が出てきますね。まあ、どっちもどっちですけど、問題性がある人たちなので、思わぬ事件とか事故とか、それこそ火とか付けられちゃったらどうしようって、面倒をみる方があまりにストレスが溜まってしまうのが怖いんです。

事例紹介

面接調査の中で言及された事例について、秘密の保持に十分配慮して必要な修正を加えた上で紹介する。

- ・療育手帳の取得に際して、障害受容への働きかけに難しさがある事例（栃木明徳会）
昭和31年生まれ 窃盗・起訴猶予 知能指数不明 継続就労により自立が困難
- ・老人ホームに入所できた事例（栃木明徳会）
昭和20年生まれ 窃盗・栃木刑務所仮出獄事案 CAPAS実施不能
60歳となり更生保護施設の理事長（元市長）が運営する老人ホームへ入所
- ・福祉施設に入所できた事例（善隣厚生会）
昭和11年生まれ（69歳） 強盗致傷等・長野刑満期出所事例 CAPAS39
施設入所後1ヶ月で区役所の仲介で福祉施設に入所、特別な働きかけはしていない
- ・知的障害者更生施設に入所できた事例（静修会荒川寮）
昭和33年生まれ 窃盗等・栃木刑満期出所 テスト不能・精神発達遅滞の疑い
施設入所後、東京都心身障害者福祉センターで診断を受け「愛の手帳」を取得（IQ41）、荒川区の仲介で3ヶ月半後に知的障害者更生施設（栃木県「かりいほ」）に入所した。

(5) 更生保護施設における受入れ事例から

女性の更生保護施設（静修会荒川寮）に入所した知的障害者で、覚せい剤後遺症があり、家族からも虐待をうけている事例について

研究協力者：福田 順子

○M子（女性 28歳）

罪 名：覚せい剤取締法違反（現在、仮釈放中）

障害程度：療育手帳B-1（平成12年判定）（IQ=54；平成18年）

出身地：Y県

家族構成：母（知的制約あり）、長兄（強制わいせつ等事犯で受刑歴あり）、
次兄（精神病院入院中）、アルコール依存症の父は平成17年に死去。
本人の長女（7歳）は児童相談所が施設に入所させている。

○生育歴

Y県で兄2人の長女として出生する。家計は貧しく、父は病気で、養育能力の低い母親のもとで躰は放任的であった。母親は精神疾患の持病があり、二人の兄も精神疾患で精神病院の入退院を繰り返していた。

小学校は地元の小学校に通学したが、小学校6年生のころから長兄から身体を触られたりしており、強姦のようなことをされたこともあったため、この兄と一緒にいるのが嫌で家出をしたことが何回かあった。児童相談所の係属ケースとなり、中学校からは、知的障害児施設に措置され、近隣の養護学校中学部に通学するようになった。中学校過程を終え同高等部も卒業した。その後、通勤寮に入所したがすぐに実家に戻る（時期不明）。

H13年に長女を産産するが、父親は不明。長女は2歳まで実家で本人と家族と生活するがその後施設に委託された。

○職業歴

養護学校時代に近くの電機部品組み立て工場に就労した程度で、家出をしてから、知人や町中で声を掛けてきた男の所を転々としていた。

○非行・犯罪歴

平成16年ころ、同居する兄から性的な悪戯をされるのが嫌で家出、仕事もなく行くあてもなく、路上で声をかけられた男性についていったところ、覚せい剤を勧められて使用。執行猶予で実家に帰ったが、兄の性的な悪戯は止む事はなく、再び家出。友人のもとへいくが友人が紹介してくれた男性は覚せい剤常習者で、勧められるまま使用する。

1刑は、覚せい剤取締法違反と、2刑は、執行猶予取消刑。平成18年3月より、矯正施設（女子刑務所）に服役した。刑務所入所は初めて。

○当施設入所までの経過

平成18年5月に環境調整を行い、日常生活への支障はない見込みとのことで、当施設への受入れを決定する。平成18年5月に主訴は不眠で、覚せい剤後遺症と診断され、睡眠薬を服用する。平成19年2月に当施設職員が矯正施設へ出向き、面接を実施した。本人は、性的な悪戯をされた兄や暴力を振るう母のもとへは絶対に帰りたいと訴える。

更生保護施設への帰住を希望していることは、家族へは一切知られたいとないのである。平成20年7月に、家族から虐待をうけているM子の更生保護施設退所後の生活について、当施設職員から婦人保護施設（B寮）に相談する。罪を犯した女性の受入れについては、B寮が前向きに検討する旨、措置をする女性センター担当者へ伝えていただく。

平成20年7月、矯正施設よりM子の覚せい剤精神病寛解との通知があった。平成20年8月、M子が当施設への帰住に不安があることもあり、再度、当職員が矯正施設で面接を実施した。更生保護施設からの退所先として、福祉施設を提案してみたが、本人は「施設から施設へ」は嫌なので、漠然とアパートで一人暮らしをしたいという。仮釈放時には矯正施設まで出迎えに行くことを伝えた。平成20年9月、仮釈放となり、職員の出迎えで当施設へ帰住した。

○当施設入所からの経過

平成20年9月に当施設に入所後すぐに、区の障害者福祉課の相談支援係に療育手帳（他県の療育手帳所持）

の件で相談する。家族の虐待のケースということもあり、当施設への住所異動に関しては、DV ガードの手続きをとることとする。

M 子、当職員、担当保護観察官で、区役所に行き転入届（併せて国保等の手続きも完了）をする。同時にDV ガード（住民基本台帳事務における支援申出書）の申請をし、当該警察署に意見書作成のため出向いた。入所後すぐは、見知らぬ土地ということもあり、M 子はひとりで外に出ることはほとんどなく、職員か他の寮生が同伴して出かけた。入所4日後から、知的障害者も雇用していただいている当施設の協力雇用主（おしぼり工場）の企業で稼働する。当施設から数名その工場に通勤しているので、行き帰りはM 子といっしょである。現在、他の寮生と特にトラブルもなく仲良く生活している。仕事は慣れたが能力的なこともあり、他の寮生よりも数が上がらない。平成21年2月で刑期が満了となるので、知的障害者のグループホームなどの施設の提案をしてみているが、現実的に施設で暮らしたほうがいいことはわかっているが、M 子としては、まだ自立先としてアパートで一人暮らしをしたいという気持ちあり、考えが揺れている。

○今後の対応について

他の寮生たちと同じ職場で、同じ寮の規則を守り生活をしていると、M 子自身が障害を受け入れて暮らしていくことより、他の寮生と同じく自活していくことを望むようになった。M 子が今後、自分の障害を受容し、福祉サービスを利用できるようにサポートしていく方向で考える。しかし、今後の問題としては、虐待をしていた家族への対応が困難な状況にある。家族は、M 子が平成21年2月の満期日まで矯正施設に入所していると思っている。本人の年金などは、母もしくは兄が管理していると思われるので、本人と家族との接触は特段の配慮が必要となってくる。（平成20年11月現在）

(6) 更生保護施設における受入れに関する統計調査結果（平成 19 年 9 月）について— 資料 3

法務省保護局の協力を得て、平成 18 年度のサンプリング調査に加えて、同 19 年度においても同様の方法（9 月中に全国の更生保護施設を退所した人を対象とした調査）により更生保護施設の受け入れ状況についての調査を行った。

その概要は資料 3 のとおりであり、以下のとおり 18 年度のサンプリング調査が裏付けられた結果でもある。

- ① おおむね刑務所入所者中の知的障害が推定される人たちの構成比とほぼ同様の受け入れ状況が結果的に認められる。
- ② 就労は多くが更生保護施設の協力事業所であり、ハローワークの公的支援にのせている場合は少ない。しかしいずれの場合も職種はほとんど単純技能労働である。
- ③ 罪名はほとんどが窃盗と詐欺（無銭飲食と考えられる。）であり、生活困窮によるものが多いと推定される。
- ④ 更生保護施設内での問題行動は、個人あるいは集団生活の上でも特段に顕著な傾向は認められない。
- ⑤ 434 人中、退去先が社会福祉施設であった事例は一人もない（平成 19 年度は 1 人が高齢、身体の障害を有した人であった。）。
- ⑥ 地域支援移行を意図した、あるいはそのようなニーズに対応した計画的な受け入れや処遇がなされている結果の数字ではなく、現状においては比較的問題の生じにくい人々を知的障害の程度にかかわらず受け入れているということであろう。

言い換えると、更生保護施設が最終的な受け入れ場所となっており、その先は様々な退去先はあるものの、地域生活支援には移されずに単独での生活「自立」を余儀なくされている現状にある。言わば刑事司法が閉鎖系として機能していて、地域生活支援に繋がっていく出口がないまま再犯と刑務所への入出所を繰り返すサイクルが断てないということになる。更生保護施設の役割を考えるならば、このような現状から、更生保護施設が地域生活支援へのつなぎ、移行の機能を担う位置づけに変えていくことができるかどうか課題であろう。

前記のヒアリング調査等から見ると、個々の事例として、限られた体制の中で地域支援につなぐ努力がなされているという状況はあるが、つなぐ見通しと、つなぐための支援メニューやスキル、それらの体制を欠いている現状では上記のような傾向にならざるを得ないといえる。

資料3 更生保護施設被保護者の特性等（平成19年9月に更生保護施設を退所した者437名を対象としたサンプル調査結果）

① 更生保護施設被保護者の年齢（知能指数・男女別）

知能指数	Q49以下				Q50台				Q50台				Q70以上				不詳				総計	
	男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		男性		女性		計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10代	0	0%	0	0%	1	6%	1	0%	1	2%	5	3%	3	4%	2	1%	3	3%	13	3%		
20代	1	5%	0	0%	0	0%	1	0%	2	4%	20	10%	2	10%	6	0%	6	5%	31	7%		
30代	0	0%	2	0%	2	11%	11	0%	11	22%	59	28%	4	28%	21	1%	22	19%	98	23%		
40代	2	10%	2	10%	3	17%	13	0%	13	25%	60	28%	4	28%	28	0%	28	24%	110	25%		
50代	5	24%	4	24%	4	22%	12	0%	12	24%	51	23%	1	23%	36	1%	37	32%	110	25%		
60代	9	48%	7	48%	7	39%	10	0%	10	20%	17	7%	0	7%	15	1%	16	14%	60	14%		
70代	3	14%	1	14%	1	5%	2	0%	2	4%	1	0%	1	0%	4	1%	5	4%	12	3%		
総計	20	100%	16	100%	18	100%	50	100%	51	100%	213	100%	14	100%	112	100%	117	100%	434	100%		

② 更生保護施設被保護者の罪名（知能指数別）

罪名	Q49以下		Q50台		Q60台		Q70以上		不詳		総計	
公務執行妨害	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
放火	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
住居侵入	0	0%	0	0%	2	4%	2	1%	1	1%	5	1%
文章偽造	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
わいせつ わいせつ物頒布	0	0%	0	0%	1	2%	2	1%	2	2%	5	1%
強制わいせつ 同致傷	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
殺人	0	0%	0	0%	1	2%	4	2%	3	3%	8	2%
傷害	0	0%	1	6%	1	2%	7	3%	2	2%	11	3%
傷害致死	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
暴行	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
業務上過失致死傷	0	0%	0	0%	1	2%	1	0%	0	0%	2	0%
脅迫	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	0	0%	1	0%
窃盗	17	81%	13	72%	31	61%	126	55%	79	67%	266	61%
強盗	1	5%	2	11%	2	4%	4	2%	2	2%	11	3%
強盗致死傷	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	1%	2	0%
詐欺	1	5%	0	0%	3	6%	29	13%	7	6%	40	9%
恐喝	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	2	2%	3	1%
横領 背任	1	5%	0	0%	0	0%	4	2%	3	3%	8	2%
暴力行為等に関する法律	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	3	3%	4	1%
その他の刑法犯	0	0%	0	0%	3	6%	1	0%	1	1%	5	1%
銃刀法違反	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	1%	2	0%
麻薬及び向精神薬取締法	0	0%	0	0%	0	0%	3	1%	0	0%	3	1%
覚せい剤取締法	0	0%	1	6%	4	8%	26	11%	5	4%	36	8%
道路交通法	0	0%	0	0%	0	0%	7	3%	4	3%	11	3%
毒物及び劇物取締法	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
その他の刑法犯	0	0%	0	0%	1	2%	2	1%	2	2%	5	1%
<犯	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%
合計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

③ 更生保護被保護者の就職状況（知能指数別）

就職の職種 (職種 中分類)	IQ49以下		IQ50台		IQ60台		IQ70以上		不詳		総計		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
ハローワーク	サービス	0	0%	0	0%	1	2%	2	1%	1	1%	4	1%
	運輸	0	0%	0	0%	1	2%	1	0%	1	1%	3	1%
	技能	2	10%	3	17%	4	8%	21	9%	11	9%	41	9%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	1	1%	2	0%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	2	10%	3	17%	6	12%	29	13%	14	12%	54	12%
協力雇用主	サービス	0	0%	1	6%	0	0%	1	0%	1	1%	3	1%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	技能	6	29%	6	33%	26	51%	90	39%	47	40%	175	40%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	3	1%	2	2%	5	1%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	6	29%	7	39%	26	51%	94	41%	50	42%	183	42%
新聞 雑誌	サービス	0	0%	0	0%	0	0%	6	3%	0	0%	6	1%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	1	1%	3	1%
	技能	0	0%	0	0%	5	10%	14	6%	4	3%	23	5%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	販売	0	0%	0	0%	1	2%	3	1%	1	1%	5	1%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	0	0%	0	0%	6	12%	30	13%	6	5%	42	10%
知人の紹介	サービス	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	0	0%	1	0%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	技能	0	0%	0	0%	1	2%	14	6%	2	2%	17	4%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	6	3%	0	0%	6	1%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	0	0%	0	0%	2	4%	24	10%	2	2%	28	6%
その他	サービス	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	1	0%
	技能	3	14%	1	6%	2	4%	12	5%	5	4%	23	5%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	2	1%	0	0%	2	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計	3	14%	1	6%	2	4%	15	7%	6	5%	27	6%
不詳	サービス	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	運輸	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	0	0%	1	0%
	技能	0	0%	1	6%	0	0%	5	2%	2	2%	8	2%
	事務	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	専門	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	農林	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	販売	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	管理	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	1	0%
	計	0	0%	1	6%	0	0%	6	3%	3	3%	10	2%
就労	11	52%	12	67%	42	82%	198	86%	81	69%	344	79%	
不就労	10	48%	6	33%	9	18%	31	14%	37	31%	93	21%	
計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%	

④ 被保護者の問題行動の発生状況（知能指数別）

① 無断外泊	Q49以下		Q50台		Q60台		Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
有	4	19%	1	6%	4	8%	36	16%	21	18%	66	15%
無	17	81%	17	94%	47	92%	193	84%	97	82%	371	85%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

② 異常行動	Q49以下		Q50台		Q60台		Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
有	0	0%	0	0%	1	2%	2	1%	4	3%	7	2%
無	21	100%	18	100%	50	98%	227	99%	114	97%	430	98%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

③ 職員への暴言	Q49以下		Q50台		Q60台		Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
有	0	0%	1	6%	1	2%	6	3%	3	3%	11	3%
無	21	100%	17	94%	50	98%	223	97%	115	97%	426	97%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

④ 対人トラブル	Q49以下		Q50台		Q60台		Q70以上		不詳		総計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
有	1	5%	2	11%	2	4%	11	5%	6	5%	22	5%
無	20	95%	16	89%	49	96%	218	95%	112	95%	415	95%
総計	21	100%	18	100%	51	100%	229	100%	118	100%	437	100%

⑤ 被保護者の退所状況（知能指数別）

退所事由	Q49以下		Q50台		Q60台		Q70以上		不詳		総計		
	人数(注)	構成比	人数(注)	構成比	人数(注)	構成比	人数(注)	構成比	人数(注)	構成比	人数(注)	構成比	
自立退所	持家	1	5%	1	6%	1	2%	12	8%	3	0%	18	4%
	民間賃貸住宅	2	10%	4	22%	5	10%	54	46%	15	11%	80	18%
	公共住宅	0	0%	0	0%	2	4%	2	2%	1	0%	5	1%
	社宅・寮	6	29%	3	17%	13	25%	64	54%	39	28%	125	29%
	親戚・知人宅	4	19%	4	22%	15	29%	44	37%	18	13%	85	20%
	ウィークリーマンション	0	0%	1	6%	0	0%	2	2%	1	0%	4	1%
	簡易宿泊所	0	0%	0	0%	1	2%	4	3%	0	0%	5	1%
	社会福祉施設	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	病院	2	10%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	3	1%
	その他	0	0%	0	0%	2	4%	2	2%	3	2%	7	2%
計	15	71%	13	72%	39	76%	184	81%	81	59%	332	76%	
勧告退所	1	5%	0	0%	3	6%	4	2%	7	5%	15	3%	
	0	0%	0	0%	3	6%	3	1%	0	0%	6	1%	
所在不明	4	19%	3	17%	1	2%	16	7%	12	10%	36	8%	
	0	0%	0	0%	0	0%	4	2%	1	1%	5	1%	
死亡・入院	0	0%	2	11%	5	10%	16	7%	16	14%	40	9%	
	21	100%	18	100%	51	100%	227	100%	117	100%	434	100%	
総計													

注（ ）は、就労先を確保した状態で退所した者の内数

(7) 知的障害等を持つ少年院在院者の社会復帰に関する諸課題

研究助言者：関東地方更生保護委員会 西村朋子

(ア) 問題の所在

非行をして少年院に収容された少年の仮退院に当たっては、帰住環境や保護環境の調整等多くの課題があることは珍しくないが、取り分け、知的障害や発達障害等を有する少年について、その問題は深刻である。問題の所在は、処遇の対象である少年の資質のみに起因するものではなく、劣悪な生育歴、過酷な保護環境であることも多く、在院施設及び帰住地を管轄する保護観察所では、少年の仮退院に当たって苦慮する場合が少なくない。

未成年のため、成人と異なる慎重な対応が求められ、課題の解決は容易ではないが、少年は最終的には地域社会に帰るのであり、その際の入入れをより円滑に行なう道筋を探りたい。

(イ) 調査の方法

平成18年中に、関東管内において特殊教育課程(H1, H2)の少年を収容する男子少年院からの仮退院が許可された少年(46人)について、関東地方更生保護委員会に保管されている事件記録を精査することによって行なった。

(ウ) 調査の概要

① 事例から抽出した環境調整における課題—保護者の問題を中心として—

検討の対象とした事例は46事例であり、かならずしも十分な事例数ではないが、仮退院に至る過程において、少年院、保護観察所、更生保護委員会という関係機関が直面し苦慮した課題や問題点は、いずれも、保護者の保護能力に関わっているように思われる。

a. 理解力の不足(福祉につながらない)

保護者自身の障害に関する理解力の乏しさから、少年を福祉の援助に乗せていない。そもそも我が子に教育的福祉的支援が必要なのだという気づきかきない場合すらある。したがって、こうした場合、本人の能力に見合った社会内での居場所を確保できないでいる。

b. その場限りの機関活用

家族は長期間にわたって生活保護を受給、本人は療育手帳を交付されているなど福祉機関との関わりがあり、この過程の中で少年も幼少期から福祉の支援を受けてきている。ところが、保護者には、少年の生育に当たって忍耐と強い関与が要請されるにもかかわらず、これを十分認識しておらず、困った時にその場限りの援助を受けてその関係を終了してしまい、結果として、本人は、その人生を見渡した長期的な視野に立った社会適応の訓練の機会が与えられずにきている。

c. 親の扶養義務はどこへ(責任放棄)

本人の障害を起因とする様々な生活上のトラブルに保護者が激昂したり、ついには疲弊しきったりして、非常に強い緊張関係、葛藤関係にある。本人の障害に起因する家庭内外で生じるトラブルの末、ついには、親の側が一方向的に「親子の縁を切る」という選択をしてしまう。

d. 少年の障害受容ができていない

保護者自身の能力には問題はないものの少年の障害受容ができていない。我が子に障害があることが認め難いため、少年は、生育過程において受けるべき教育的福祉的支援を受けることができず、自立にあたり「障害の壁」による社会不適応状態を起こしている。

② 社会復帰の道筋をつけるために—ひとつのモデルケース—

保護観察所が環境調整の実施過程において、社会福祉分野との継続的な連携をとったケースは多くはないが、ひとつの事例をモデルケースとして提示したい。

このモデル的特徴的なところは、通常、ややもすると、地方更生保護委員会、少年院、保護観察所という刑事司法機関のみで進行しがちな本人の仮退院への道筋に、自治体や福祉機関を巻き込んで、家族全体を支援のターゲットにしたということであろう。もとより、帰住先は、家族が引き受けに同意し、寝泊まりする場所さえあれば事足りるものではなく、そこが本人の更生にとってよりよい場所となり、全体としての家族機能の向上が図られることが重要である。そして、そのためには、更生保護機関のみの対応では難しいことは論を待たない。

この事例の場合、本人の就労や障害の認定、被害弁償等課題は積み残されたまま、仮退院となったが、少なくとも、地域社会で長い間孤立し、福祉的な援助の手が全く差し伸べられてこなかった一家に、初めて家族の全体像を見渡した介入が行なわれ、家族機能の向上が多少なりとも図られたものと思われる。

ある。この矯正施設収容者についての生活環境の調整は従来も事実上保護観察所の業務としてなされていたものであるが、社会復帰のために重要な機能であることが認められて、平成19年に制定され、同20年に施行された更生保護法において新たに保護観察所の職務として明記された（更生保護法第82条）。

保護観察所は、この生活環境の調整において自立困難な状況にある人たちの受け入れ先の調整に努めているが、特に社会福祉の支援を必要とする人たちの受け入れ先の調整に苦慮している状況にあり、その調整がつかないまま満期釈放を余儀なくされている場合が多いのは既に指摘されているとおりである。今後「社会生活定着支援センター」の立ち上げと連携してこの生活環境の調整をより機能させ、また前記の仮釈放準備調査と連携して、計画的な仮釈放による地域生活支援への移行につなげていく必要がある。

「社会生活定着支援センター」の立ち上げと今後の運用における連携として、上記の二つの機能を一つのプロセスとしてつなぎ、活かしていく方策が必要であり、更生保護の関係者がそのような視点で社会生活支援センターについてかかわることが求められる。

(2) 福祉との連携に関する更生保護関係者の課題（特に福祉における支援制度、支援メニューの理解促進）

上記の調査結果にも認められるとおり、知的障害が推定される人たちを受け入れても、多くはその人たちの支援制度上のようなメニューにつなげるべきかが明確に理解されていないまま終始してしまっている現状にある。一方で自立困難であると認め、その支援策に苦慮してもどのようなメニューにつなぐことができるかが十分に理解されずにいることもある。福祉サービスのメニューの具体的な理解ができて初めて支援を必要とする人のニーズに実践的なアクセスができることになる。逆説的ではあるが食欲があってメニューを見るのではなく、メニューを見て食欲をそそるような取り組みを構築する必要がある。

その点で社会生活定着支援センターは個々の事例の相談のみではなく研修、啓発が重要な機能になり、関係者の交流の場となることも期待されよう。

(3) 引受人のいない知的障害受刑者の支援策を切り開くために

(ア) 更生保護施設は住居のない出所者等に対して自立支援を行っているが、その在所期間は平均約2か月。受け入れている被保護者の多くはその間に自立準備が可能な人たち、というのが現状である。もちろん薬物やアルコール依存者、あるいは長期刑受刑者、粗暴傾向のあるもの、累犯者等々、様々な処遇上の配慮を要する人を受け入れて24時間態勢で指導援助に当たっている実績は本人にとっても社会にとっても大きな役割を果たしているものである。しかしながら障害者や高齢者など福祉ニーズの高い人たちを地域生活支援として受け入れ、対応する態勢は十分ではなく、一方で福祉につなぐことも現状では難しい。その結果引受人がいない受刑者の場合は満期まで受刑して身ひとつで釈放になってしまうことが多い現状にあり、再犯、再受刑の悪循環を招くことになる。

このような現状を打開する方策を制度面、運用面から探っていく必要があるが、それは矯正、更生保護、社会福祉のそれぞれの制度を個別に検討し、あるいは建前としての連携を唱えるだけでは難しいと考えられる。記述のとおり、矯正施設や更生保護の現状をそのままにして、そこの手づかず部分をそのまま社会福祉に投げ渡す方策を求めるのではなく、社会福祉モデル、すなわち地域支援モデルを提示してもらい（いずれ判定基準もそれに入ると思われる）、それをフィードバックする方法で地域支援につなぎ得る矯正施設や更生保護の役割、何ができるかを検討して、新たな流れとしての連携スキームを一体的に構築する試みが必要であろう。

(イ) 前記の試行課題を実践する方策とし平成19年1月、社会福祉法人「南高愛隣会」・麓刑務所・中津少年院・九州地方更生保護委員会・長崎保護観察所等で「合同支援会議」を立ち上げ、引受先のない入所者について、入所当初から、引き受け先の調整、療育手帳認定にかかる手続き、支援方針の策定などを連携して継続的に行うモデル事業が動き出した。このモデル事業は、地域支援モデルを刑事施設に持ち込んで、そのモデルに載せて行く、移行させていく営みを刑事施設段階から動かしていこうとするものであり、これは更生保護施設についても同じことが考えられる。

これを発展させた制度設計を、法務省、厚生労働省、地方自治体が連携して構築することが必要であり、それぞれの領域ごとの対策では、いかにそれぞれの強化策を図っても現状の解決には向かわない。

(ウ) 最後にまとめとして、再度にわたるものもあるが次の事項を挙げておきたい。

- ① 社会生活に円滑に移行していく上での支援ニーズが把握されないまま刑事司法の領域に留まり、あるいはその領域内への出入りを余儀なくされ、重なっている人たちが多くいる。その結果としてそれらの人たちは社会福祉の支援の対象外に置かれ、またそれ故に刑事司法の対象となり続けているとも言える。

- ② 刑務所、少年院収容の早い段階から始めて、収容中にその支援ニーズの把握と、そのニーズを社会における具体的な支援メニューに結び付けていくための方策が講じられなければならない。現状において矯正、更生保護、社会福祉のそれぞれの制度が確立しており、それぞれの実務者による個々のケース毎の連携の努力はなされているものの、各分野をつなぐプロトコルや実務設計がなく、個々の実務家の熱意や志に委ねられているといっても過言ではない。

(エ) その結果、現状では次のような実態になっている。

- ① 親族や更生保護施設、社会福祉施設等の支援がなく満期出所を余儀なくされ、衣食住、就労さらには適切な人間関係等において孤立した生活に陥る場合。言うまでもなく再犯要因となる。
- ② 仮釈放等により更生保護施設に帰住し、一定期間の保護を受けた後に退所する場合。この場合も退所後に社会福祉の支援につながる場合は少なく、そのため更生保護施設の通常の処遇可能な範囲（集団生活協調性・一般の職場での就労可能性）での受入れとなりがちであり、また、この場合は社会福祉の支援に意図的につなぐことは少なく更生保護施設での処遇で自己完結している傾向にある。
すなわち知的障害を有する人たちの中間施設（地域生活定着支援への準備期間としての施設機能）としての役割を担うノウハウや支援スキルは備えていない施設であり、中間施設機能といっても居所提供以上には至っていない現状にある。
- ③ 更生保護施設が知的障害やそれに伴う精神症状等にもかかわらずその支援ニーズを認識して受け入れている場合。その場合、更生保護施設関係者は中間施設という認識であるが、受入れ後の地域生活定着支援に移行することは決して容易ではなく、処遇に苦慮することが多い。他の様々な問題を有する被保護者との並存であるため相互の人間関係や協力の限度があり、人的体制が不十分、あるいは支援ニーズに応じた専門的な支援メニューや処遇ノウハウが備わっていないことなどから、多少の受入れ経験がある施設でも長くても1か月間が限度という意見がある。
- ④ 受入れ後の社会福祉施設への移行を前提として受け入れる場合。高齢者等について福祉事務所との事前協議を行い、移行先が整った上で受け入れることにより積極的に中間施設としての役割を担い円滑な移行に寄与することがあるが、このような場合は極めてまれである。
- ⑤ 上記アの場合において、刑務所出所時に交付される「保護カード」を持って保護観察所に保護を求めてくる場合。食事・衣料給与等の一時保護や更生保護施設への委託がなされるが緊急対応に終わるのが実情である。

(オ) 上記のような隘路を生じている事情のひとつは次の手続面からの結果としての排除である。

- ① 住所設定ができていないと「当該」市町村の基本的に社会福祉の支援対象になりにくい。
- ② その結果、障害認定や療育手帳の発給を所管するところも定まらず、長期間の調整を必要とすることになる。

(カ) もうひとつは矯正施設及び更生保護（保護観察所及び更生保護施設）側が社会福祉制度による支援メニュー等についての知見が充分でなく、送り出す側としてニーズの把握や支援へのつなぎ方についての準備、調整力が足りないことである。

(キ) 上記（カ）の手続き上の隘路を解決するための制度設計、実務設計がまず必要とされる。自治体により運用が異なることがないよう統一的な設計がなければならない。

(ク) この（キ）の制度設計がなされないと更生保護施設に社会福祉士を配置して中間施設としての機能を期待しても機能せず、結果的に更生保護施設に留まることになり、それは受入れを躊躇する現状を改善することにはつながらない。

(ケ) 更生保護施設の中間施設としての機能を期待するためには、これらの措置とともに、職員体制の充実、福祉の専門的な視点からのバックアップや連携が必要である。社会福祉士の配置はその対策になり得るが、自己完結的な機能を担うのではなく、矯正施設、社会福祉施設との架け橋の一環を担うことで生かされてくることを強調しておかなければならない。

(コ)以上を図式的かつ時系列的に述べると、社会生活定着支援の知見を有する社会福祉支援の専門的実務家が、支援を要する対象者が矯正施設に入所した早い段階において矯正施設において調査、協議を行い、支援計画を策定した上でその計画による移行調整に着手する。この流れを「社会生活定着支援センター」、保護観察所（必要に応じて更生保護施設）、新たに所管を設計される地方自治体が連携して担い、その推移に応じて矯正施設が矯正教育を進め、地方更生保護委員会が適機に仮釈放に向けた調整・検討に移っていくことが期待される。上記2の「合同支援会議」が試行している方向を敷衍していくことが有効と考えられる。

(サ) 最後に本報告で取り上げている少年院仮退院者の調整事例から見た課題を重ねて付記しておきたい。

知的障害が発達段階で放置され、社会生活に直面する段階になってから生活上の障害を来し、それが非行や犯罪に結びついている事例をいくつか見てきた。これらを通じて考えさせられるのは、発達段階での障害への気づき、保護者と本人の障害受容、社会の理解と偏見の是正、早期からの支援等について、家族、児童福祉、教育、地域社会等の理解と協力がなければこの問題が繰り返されるのではないかということである。本人の障害に対する保護者の理解とその上で抱えることになる様々な負担への支援を欠いたまま孤立して社会生活段階に移り、そこで生活上の障害に直面するという問題が根にあるということを考えさせられる。障害を社会生活上の障害としていかないための支援を発達段階から手当てしていくことの大切さも本研究で痛感させられたことのひとつである。

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究

研究分担者 高橋 勝彦

研究要旨

罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し、現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

（研究協力者）

井口 経明 （宮城県岩沼市 市長）
石川 恒 （障害者支援施設 かりいほ施設長）
大竹 伸之 （宮城県船形コロニー なでくらセンター長）
小野 隆一 （国立のぞみの園 地域支援部長）
高橋 厚子 （宮城県社会福祉協議会 総合相談課長）
中川 昌 （宮城県船形コロニー とがくら園長）

A. 研究目的

本研究は、罪を犯した知的障害者が矯正施設（刑務所、少年院等）を出所後において再犯することなく地域で住民として当たり前の生活が送れるよう矯正・更生保護サイドと福祉サイドが連携して、どのような支援システムを作り上げていくべきか基礎的考察を行うため施設における取り組みの現状と課題について研究・考察を行うことを目的としている。

20年度の研究は、地域で生活を送る上で支援や様々な生活上の相談の窓口となり地域生活支援のキーパーソンともいえる相談支援事業所において罪を犯した障害者の相談・支援の実態はどのようになっているか調査することで地域での生活を支えるための課題を検証することにした。また、18年度の調査事例について支援会議等へ参加を通して関わりながら地域生活の課題を検証した。

B. 研究方法

(1) 研究1. 相談支援事業所における罪を犯した障害者の相談・支援の状況調査と課題の検証

県内で相談支援事業を行っている35の事業所に対して、アンケート調査を実施した。

アンケートの項目については、(1)事業所について(2)矯正施設等での入所経験がある人の相談について の大きく2つの項目であり、とくに(2)では①相談を受けたことがあるか否か、②相談件数はどうか、③相談を受け入れたかどうか、④相談・支援にあたり困ったことはなにか、⑤相談を断った理由は何か、⑥受け入れて支援するにあたり相談支援事業所として必要なことは何か、⑦受け入れやすくするために何か必要か、ということと詳しく項目を設定した。

(2) 研究2. 平成18年度の調査事例から地域生活の課題の検証

支援会議への参加を通して関わりを持ちながら地域での生活について課題を検証した。

（倫理面の配慮）

この調査（アンケート調査）を実施するにあたり、得られた調査結果については本研究をまとめるだけに使用し、それ以外に使用しないこと、また事業所名が特定されることのないように十分配慮することを、ご協力いただいた施設に対して文書にて説明し、同意を得た上で実施した。

C. 研究結果と考察

(1) 研究1.相談支援事業所における罪を犯した障害者の相談・支援の状況調査と課題の検証

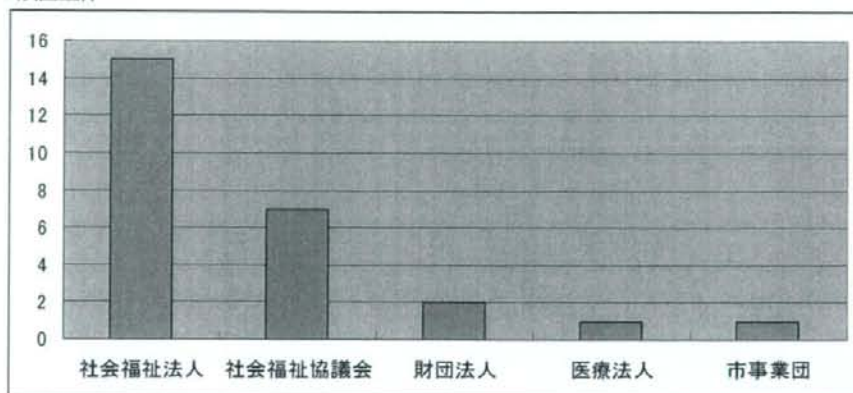
調査は県内にある35か所の相談支援を行っている事業所(平成19年度県の名簿に登録されている事業所)へアンケート票を送付依頼して調査を行った。26事業所から回答があった。(アンケートの回収率は74.3%である)

(ア) アンケート結果

アンケート調査票の項目からの結果と考察を述べることにする

1 貴事業所についてお聞かせください

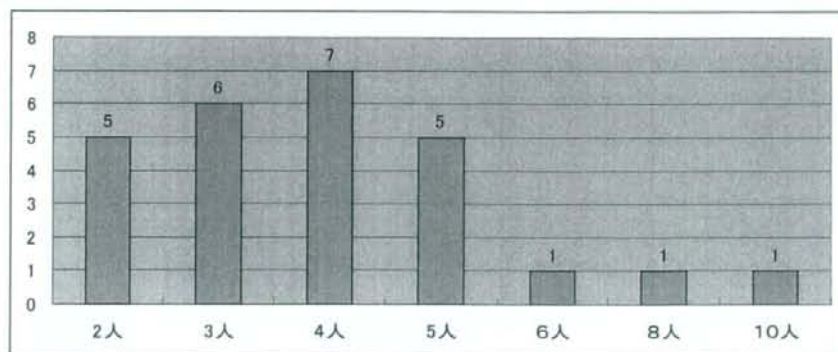
①事業所の設置主体



(結果)

相談事業所の設置主体については図1に示されるように、民間社会福祉法人で設置している事業所が多い(15事業所)、社会福祉協議会というのは市や県の社会福祉協議会である。

②職員の配置



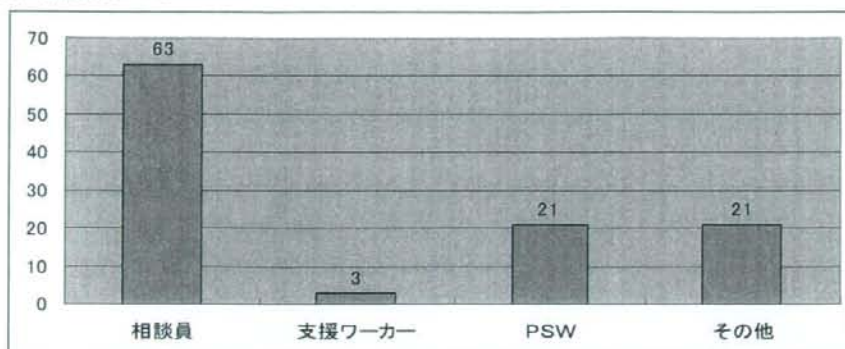
(結果)

職員の配置状況を図2で見ると10人を配置している事業所が1か所あるがほとんどの事業所は3~4人を配置しているところが多い。平均すると1か所あたり4.03人である。

(考察)

10人の職員が配置されているところは別にしても、3~4人の所が多いが相談支援事業所が置かれている地域や市町村によってこの人数で全ての相談や支援に応じきれない状況もあるのではないと思われる。

③ 配置職員の職種について



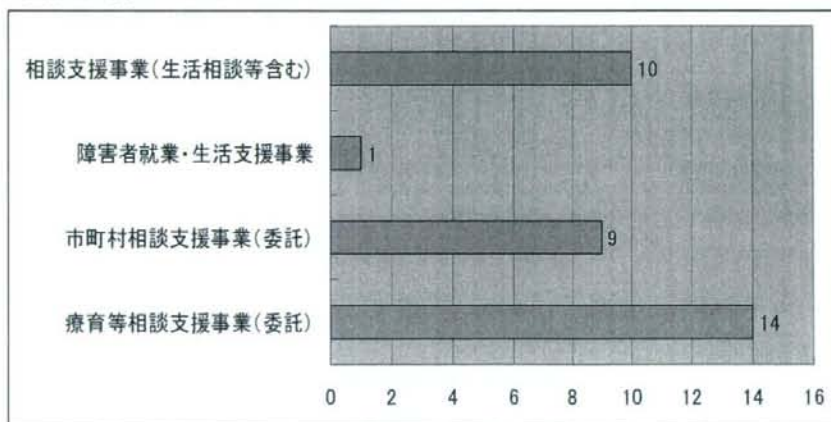
(結果)

職員配置の中で、職種を見ると相談員という職種が一番多いが、PSWの資格を持った職員を配置している事業所が、11 か所ありその人数は21人である。中には全員がPSWという事業所もある。(医療法人の事業所) その他の中には管理職や社会福祉士などである。

(考察)

PSWの配置が多いのは相談者に精神の病を抱えた人が多いことや相談が多岐にわたりそれだけ支援が難しい人の相談が多く、対応やコーディネートをするのに専門的知識が必要とされるためと思われる。

④ 主たる事業 (重複している)



(結果)

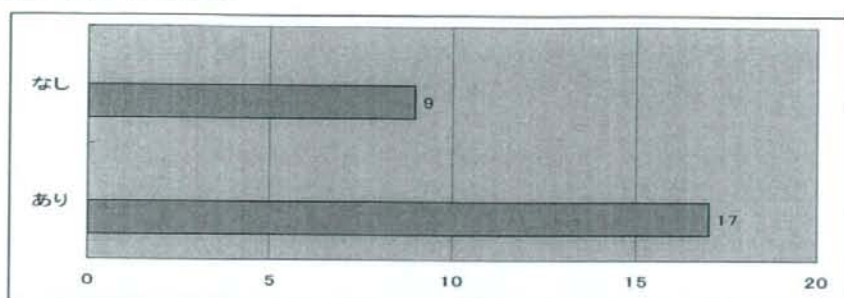
主たる事業について大きく図4にまとめて示した。療育等相談支援事業(委託)が一番多く、ついで生活全般の相談を含む相談支援事業である。市町村から委託を受けての相談支援事業を行っているところもある。そのほか事業所が単独で行っている事業として、GHサービス支援、生活講座開設と交流室の提供、引きこもり青少年社会参加支援、精神障害者コミュニティサロンの設置運営、一人暮らしへの生活支援、日中一時支援、面接電話、訪問相談等を行っている。

(考察)

市町村から委託を受けている事業所が多いのは、市町村が単独で行うには人もノウハウ等含めてできないために委託されていると思われる。(単独で行っている市町村もある)

Ⅱ. 矯正施設での入所経験のある人の相談について

① 相談を受けたことがあるか



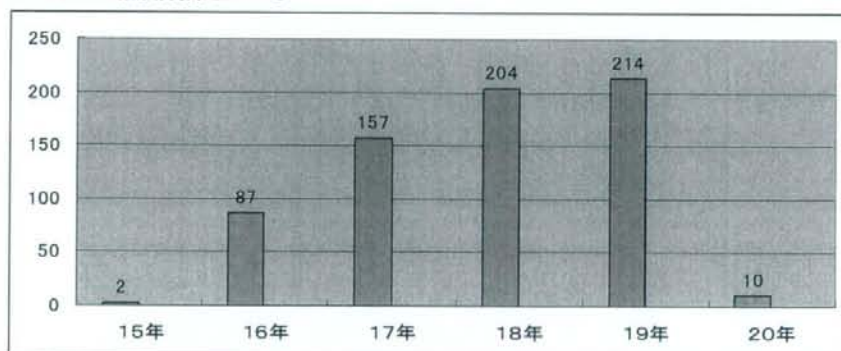
(結果)

罪を犯した障害者の相談を事業所として受けたことがあると回答した事業所が17で(65%)、一方なしと回答した事業所は9事業所であった。

(考察)

相談があるということは、本人や家族も含めて困っている状況があるからではないか、一方で相談がなしということについては、相談事業所が置かれている地域ではそのような人がいないことやあるいは相談事業所がその様な人の相談に応じてくれることが分からないからと思われる。

②-A : これまでの相談件数について



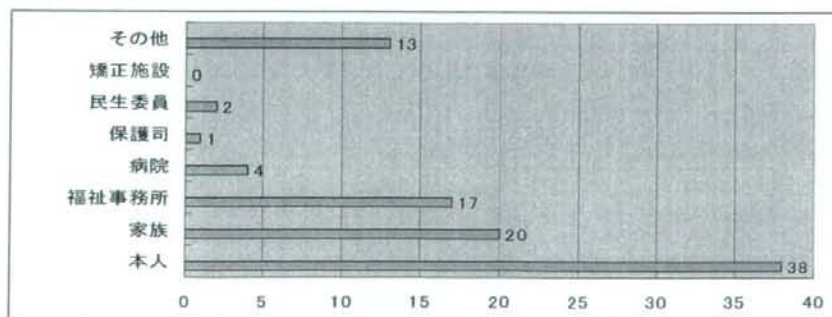
(結果)

相談者の実人員は78人で相談件数は延べ674件であった。年度別の相談件数状況は図6の通りである。なお相談件数は一人でも度々相談をしているため延べ件数である。

(考察)

18年から増えているのは、障害者自立支援法の制定と相談がしやすい環境が整備されてきたためと思われる。

②-B : 相談されてきた人はどなたですか



(結果)

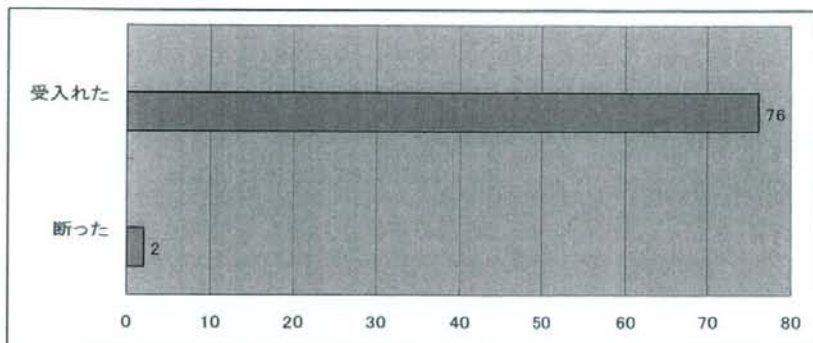
相談者を見ると、本人が一番多く相談をしている。ついで家族や福祉事務所という順になっている。(相談者は

重複している) 其他の中には、福祉施設や弁護士、保護観察所など相談者としてあげられている。

(考察)

相談者として本人が多いのは身近にそのような場所があり相談に訪れやすい環境が整っているからではないか、また家族が多いのは家族として本人への対応に苦慮しているため相談をしていると思われる。福祉事務所については、本人や家族からの相談を受けて地域生活を直接支援する相談事業所へ対応を含めて相談をしているのではないと思われる。

C：相談を受けてどのように対応したか



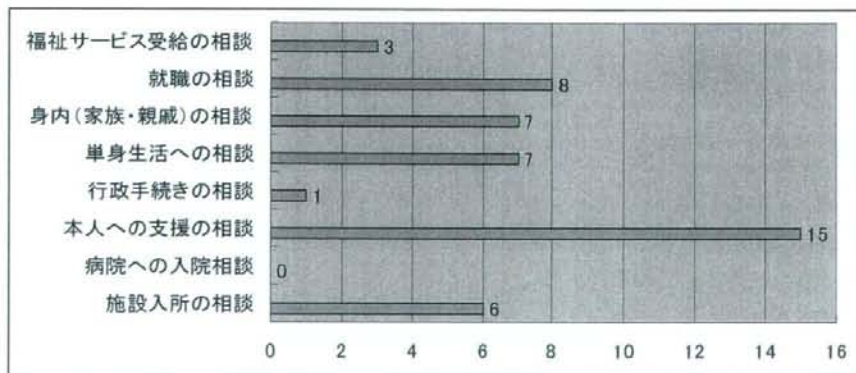
(結果)

相談があったのは実人員で78人であったが、相談を断ったのは2人である。断った理由については、⑤の項目でも理由を聞いているため、詳細はそこで述べるが相談の内容が直接事業所で支援をする内容でないためである。しかし、ほとんどは断らずに(76/78 97%)相談を受けている実態がある。

(考察)

相談支援事業所として、ほとんど断らずに相談を受けて対応していることから、事業所が地域との関係において密接な繋がりができていると思われる。

③ 相談はどんな内容でしたか (3つチェック)



(結果)

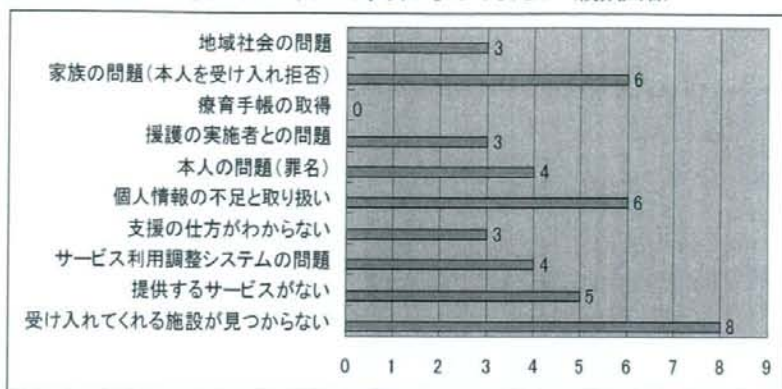
相談の内容を図9で示しているが、本人への支援の相談が一番多い、次いで就職の相談、単身生活、身内の相談の順になっている。その他として、生活のトータルな支援を希望している方が多く、また、日中活動場所を紹介してほしい、異性に対する感情についての相談や宗教活動に関する相談などの記述がある。

(考察)

本人への支援の相談については②のBでも相談者で本人や家族が多いことからわかるように、本人自身もどのように生活をして良いかわからずに、困って自分のことで相談をしているのではないか。また家族が犯罪者である本人が地域からも疎外され、再犯をするのではないかと心配があつてどのように本人を支援してよいか苦慮して相談をしているものと思われる。就職の相談についても、経済的な保

障とメリハリのある生活を求めている相談であると思われる。このように見ても相談の内容が非常に多岐にわたっていることがわかり、それぞれの相談についても対応には相当苦慮していると思われる。

④ ②のCで受け入れて相談・支援にあたり困った事項はなんでしたか（複数回答）



(結果)

複数の回答ではあるが、相談・支援にあたり困った事項を見ると、「受け入れてくれる施設が見つからない」が一番高い数字であった。次いで「個人情報の

不足と取り扱い」、「家族の問題」の順になっている。その他では、本人自身の罪名だけの問題ではなく、精神疾患や性格、理解力、あるいは更生しようとする意思の欠如などがあって支援に困っているという記述がある。

(考察)

受け入れてくれる施設が見つからないということは、罪を犯した障害者の場合家族関係の崩壊（本人受け入れ拒否）や地域社会から排除されていたりするため地域での生活が困難な状況が生まれていることから、生活の場の確保が必要になる。しかし入所施設は定員が一杯であり、ショートステイも満床で使えない、また犯罪名により施設利用を拒否されるなど、相談事業所から受け入れの依頼や相談があっても、施設が負うリスクを考えると容易には受け入れられない施設側の事情もあるのではないだろうか。

個人情報の不足と取り扱いについては、相談支援事業所であっても全ての情報が提供されるわけではないということだと思う。その他の中にも「矯正施設との情報のやり取りに時間がかかってしまった。」という記述があることから、情報はプライバシーや個人情報保護の観点から難しい問題や課題はあっても本人への支援ということを考えてとき必要な情報はお互いが共有しておくことが必要と思われる。家族の問題については、本人が犯罪者であることから家族が受け入れ拒否をしていることに対して、事業所として家族へどのようにして本人を理解させて（障害についての理解をさせることも含めて）受け入れるようにするか対応に苦慮しているのではないか。

⑤ ②のCで相談を断った理由はなにか

相談を断ったのは2件あった。その理由として、1つは、生活保護の相談を優先したため窓口をそちらにした。2つは、金銭問題で他の支援機関が支援をしているため支援事業所の業務でない判断した。

⑥ 受け入れて支援するにあたり相談支援事業所として必要と思われることは何ですか（複数回答）

